B－5

平成２２年第１３０号

事実実験公正証書　　正本

本公証人は、嘱託人古本晴英（東京弁護士会会員証明登録姓 溝口、身分証明書 証第Ｈ２０－６２２号、弁護士登録番号 第２６３５０号）から、死体損壊・遺棄事件等で現在上告中である織原城二に係る、神奈川県三浦市三崎町諸磯にある同事件関係現場に関し、次のとおりの嘱託を受け、これに基づき、

①　同市同町諸磯１８９２番地１先海岸にある奥行きの浅い横穴（別紙図面Ａの地点、以下「横穴」という）

②　同町諸磯１７７６番地先海岸にある比較的奥行きのある洞窟（別紙図面Ｂの地点、以下「洞窟」という）

③　同町諸磯１７８５番地１先の公道脇にある通路（別紙図面Ｃの通路、以下「本件通路」という）

の３箇所において、事実実験を行い、その現場に立ち会い目撃し、事実を録取して、この証書を作成する。

第１　嘱託の趣旨

嘱託人は、

公証人役場

①　横穴の内・外、周辺を観察、計測等し、また、実際に切断された胴体に見立てたサンドバッグ等を埋めることを試みて、同横穴が遺体を隠すことのできる場所か否か、及び、隠すのに適しているかどうかを験したい。――――――――――――

②　次に、洞窟の内・外の状況を観察して、その場所が人目につき難く、犯人にとり遺体を隠すのに都合の良い場所であるか否かを験したい。――

③　また、本件通路は、狭隘な上り坂であるところ、同通路を、犯人が一人で遺体を運んで海岸に出ることは容易か否かを験したい。――――――――

ついては、実験現場に立ち会い、その実験の手続の公正を期し、証明力を確保するために同実験現場において目撃した結果を記録して公正証書を作成されたい、というにある。――――――――――

第２　事実実験の結果

１　本公証人は、平成２２年３月１８日午後２時７分ころ、上記横穴に到着し、周囲を見るに、同所は、三浦市三崎町諸磯の諸磯湾南岸に存する油壺京急マリーナ沿いに海岸道路を西進し、防波堤に突き当た

って直角に（南に）曲がる角に建つ「ブルーシー油壺」（鉄筋コンクリート造５階建マンション、以下「本件マンション」という）の南端から西側に伸びる海岸沿いの遊歩道に接した岩肌に穿たれた浅い横穴である（位置関係は別紙図面に示すとおり）。―

上記のとおり、横穴は、本件マンションに隣接し、また、同マンション西面が海を見下ろすベランダとなっていることから、マンション住民の視野に容易に納まる位置関係にあって、夜間同所で暗闇の中何らかの作業をしても、その作業音等で容易に気づかれるであろうほど近接していることが認められた。

また、遊歩道に接しているため、住民以外の歩行者に目撃されることも確認された。――――――

この状況は、添付写真１～７に示すとおりである。

２　横穴の大きさは、間口約１メートル、高さ約２メートル５０センチ、奥行き約４メートル５０センチであり、その地表には、手前から奥まで大小の岩や石塊が多数散在して、砂が、その上を覆い、また、その間に入り込むという状況であって、試みにスコップを用いて地面を掘削しようとしても、多くは埋

公証人役場

もれた石塊に当たり、３０センチ以上は掘り下げられなかった。

この状況は、添付写真８～ 14 に示すとおりである。

3　次に、嘱託人は、同日午後２時５７分頃から、立会人 弁護士鈴木大輔（昭和４５年７月３０日生）、補助者（弁護士事務所職員）小澤幸彦（昭和３２年７月８日生）と共に、切断された遺体胴体に見立てた直径４０センチ、長さ７８センチ、重さ３６．１キログラムのサンドバッグを、横穴の地表を掘って地中に埋めることを試みたが、同地面は上記のとおり深く掘り下げることができないため、同３時６分ころ、疑似遺体胴体は、地表にその半分位までを露出してしまう状態で、地中に埋没させることができないまま、この実験を終了した。同場所に遺体を隠すことはできず、隠す場所としては適していないことが確認された。

なお、重さを計測した体重計は、オムロン社製ＨＢＦ－３５４である。

この状況は、添付写真 15 ～ 22 に示すとおりであ

公証人役場

る。

4　嘱託人及び立会人鈴木大輔は、同日午後３時１５頃から、それぞれ上記疑似遺体胴体であるサンドバッグを抱え、本件マンション西側前道路の南端から防波堤を昇る階段を経て、横穴前を通り、続く海岸通路を西進しようとしたが、いずれも、上記疑似遺体胴体を抱えて防波堤コンクリート部分からコンクリートに続く岩の上面に渡る段差を登り切ることができず、同３時１７分危険なため同通路の西進を断念した。

この状況は、添付写真 23 ～ 32 に示すとおりである。

5　次に、同日午後３時１８分頃、本公証人は、横穴前の通路を徒歩で海沿いに西に向かい、洞窟に到着した。

同洞窟は、その前方に、高さ約２メートル５０センチ、幅約４メートル５０センチの大岩があって、洞窟を隠すような位置関係になるため、同大岩の西端に回らないと洞窟の存在が分からない状況であった。また、その地表は、横穴と違い岩や大小の石塊

の散在がなく砂地であるため、立会人鈴木大輔が試みにスコップで地面の砂を掘削をすると容易に掘り下げられることが確認できた。大岩で隠れるため、遺体を隠す作業については人に見られずに行えることが確認された。――――――――――――――――

この状況は、添付写真 33 ～ 43 に示すとおりである。――――――――――――――――――――

6　次に、同日午後３時５６分頃、本件通路前に至り、同通路を見るに、同通路は、別紙図面 出口敏男宅西側を、公道から入って南から北に進む路地であり、通路入口のアスファルト舗装された公道から一段高く始まって、かなりの上り勾配で北進し、同通路北端からは、はじめは上り、その後下りの階段を経て洞窟近くの海岸に出る経路を形成する。――――――

同日午後４時８分頃から、立会人鈴木大輔が前記疑似遺体胴体であるサンドバッグを抱えて、公道から本件通路を海岸の方へ北進しようとしたが、公道面から路地に登り、さらに通路を進む間の勾配を登るのも困難そうであったが、前記上りの階段にさしかかると、これを登ることができず、同４時１１分

公証人役場

危険なため北進を断念した。階段の傾斜は急であり一人で上り下りをして運ぶことは無理であることが確認された。

この状況は、添付写真 44 ～ 49 に示すとおりである。

以上をもって、本事実実験を終了した。

以上

本旨外要件

東京都新宿区左門町１３－１

四谷弁護士ビル４０６

弁護士

嘱託人　古　本　晴　英

昭和４６年１０月１８日生

上記の者は本職その氏名を知り且つ面識がある。

公証人役場

この証書は平成２２年４月２８日本職役場において作成し列席者に閲覧させたところこれを承認し本職と共に署名捺印する。

古　本　晴　英　印

横浜市中区尾上町三丁目３５番地

横浜地方法務局所属

公証人　小　池　洋　吉　印

この正本は嘱託人古本晴英の請求により同日本職役場において原本に基づきこれを作成した。

横浜市中区尾上町３丁目３５番地

横浜地方法務局所属

公証人　小池洋吉　印

公証人役場


A
B
C
駐車場

oogle maps 住所

画面上の情報をすべて見るには、"印刷" をクリックします。

ト・乗換案内 マイマップ 印刷 送信 リンク

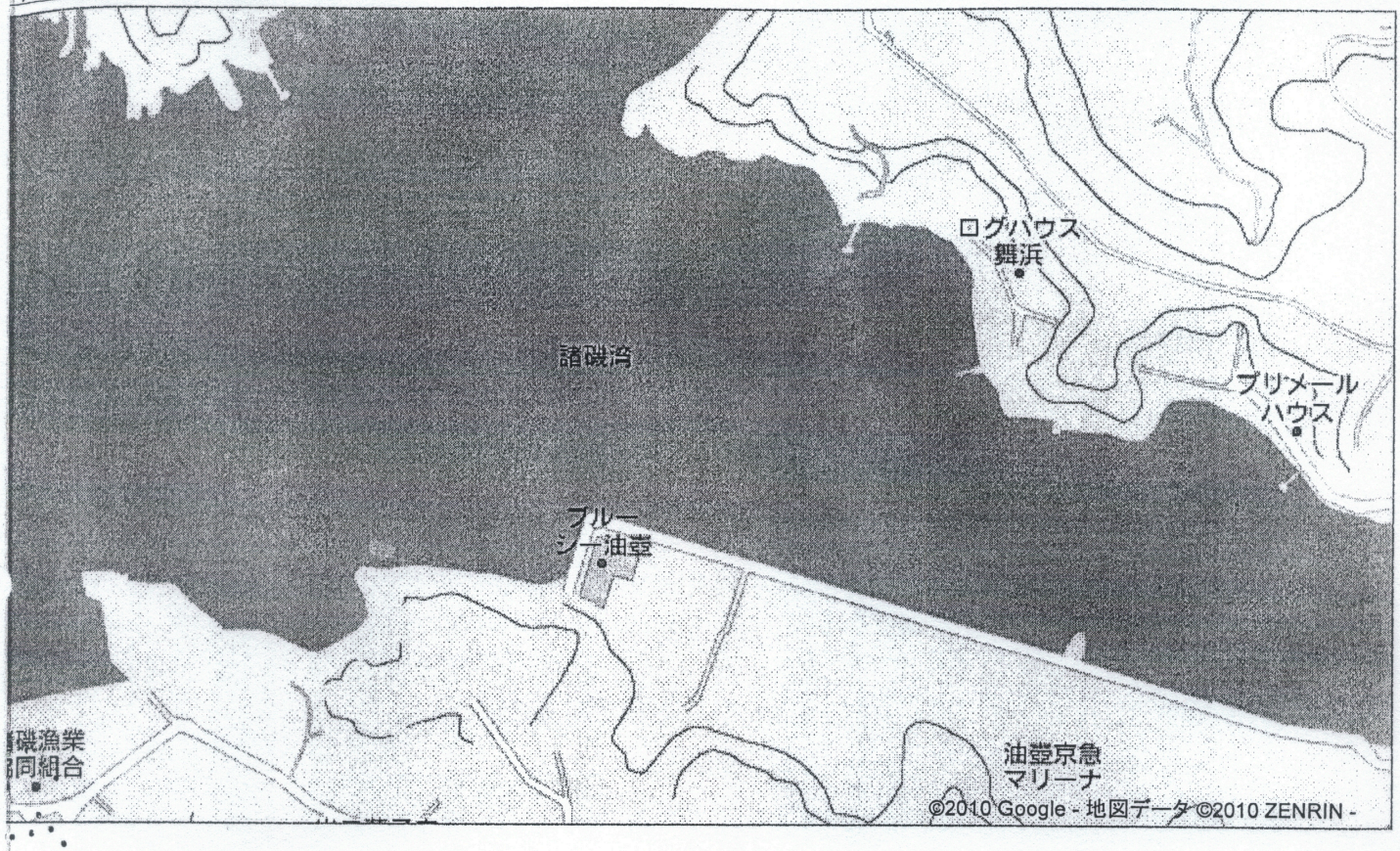

oogle maps 住所

画面上の情報をすべて見るには、"印刷" をクリックします。

・乗換案内 マイマップ 印刷 送信 リンク

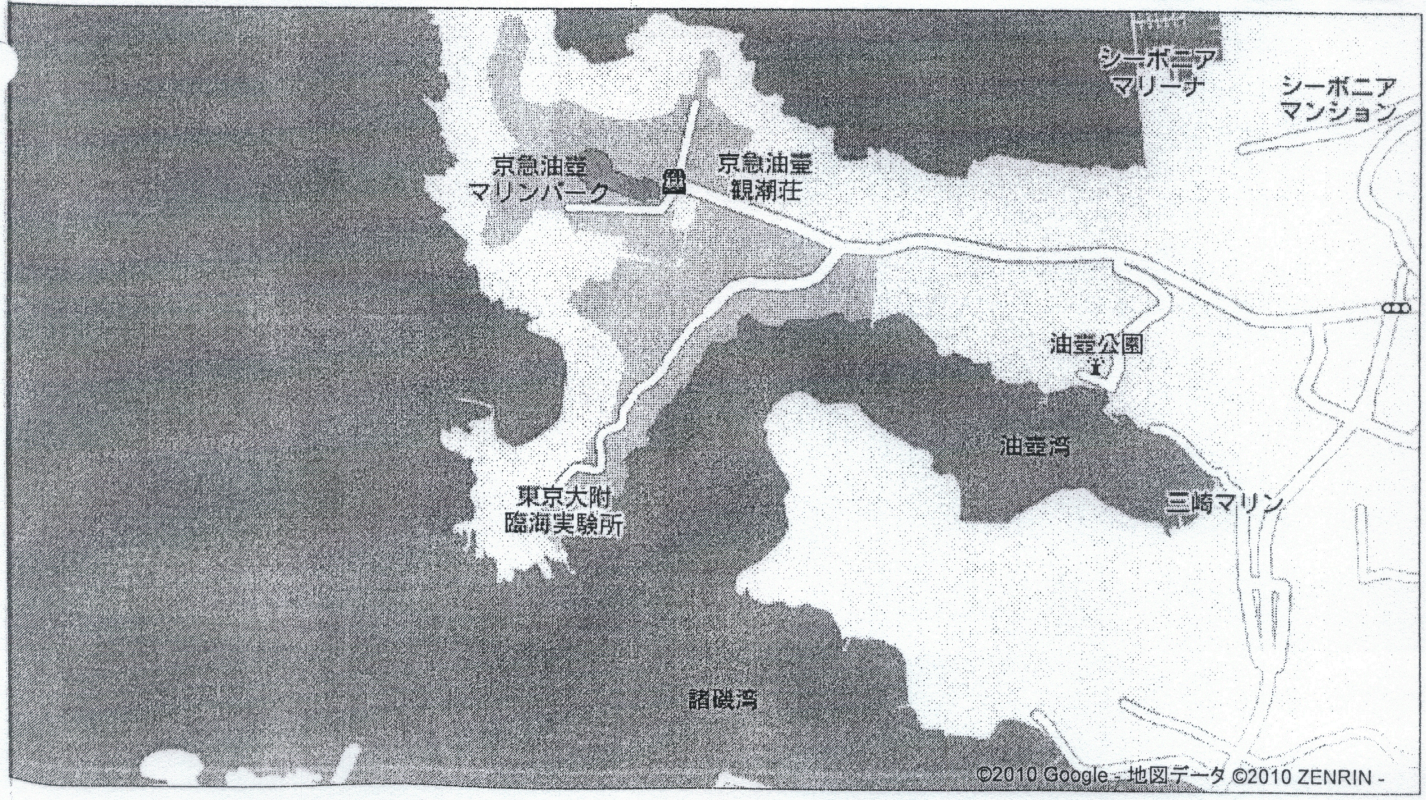

1





2

3

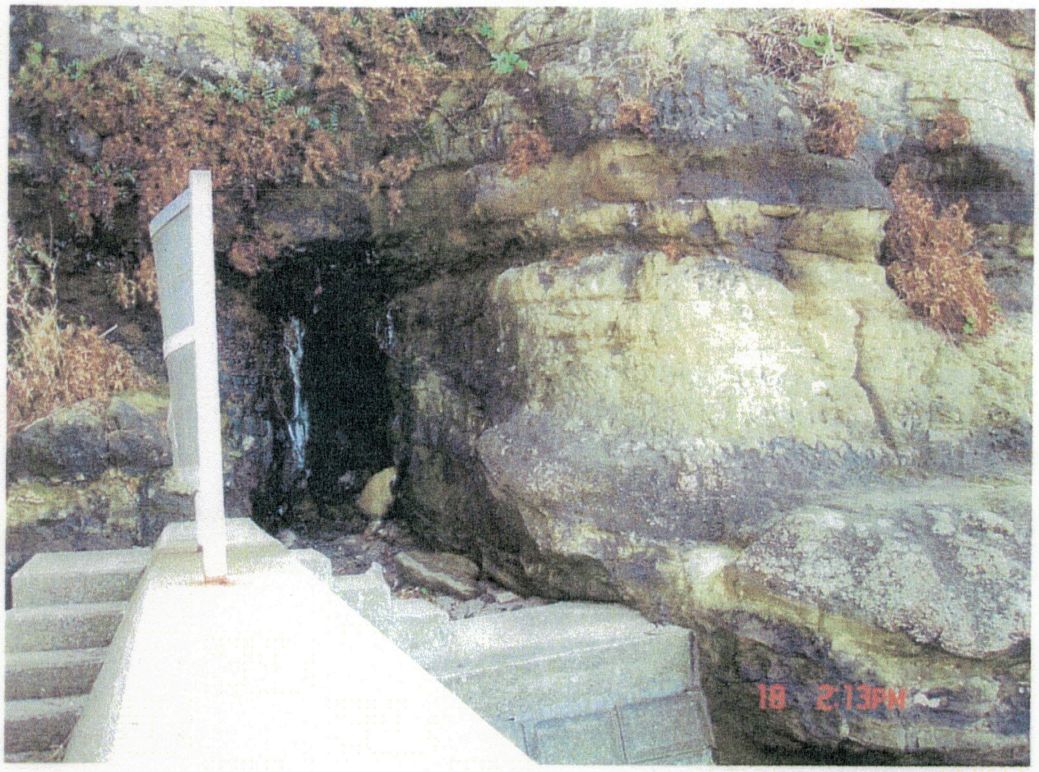

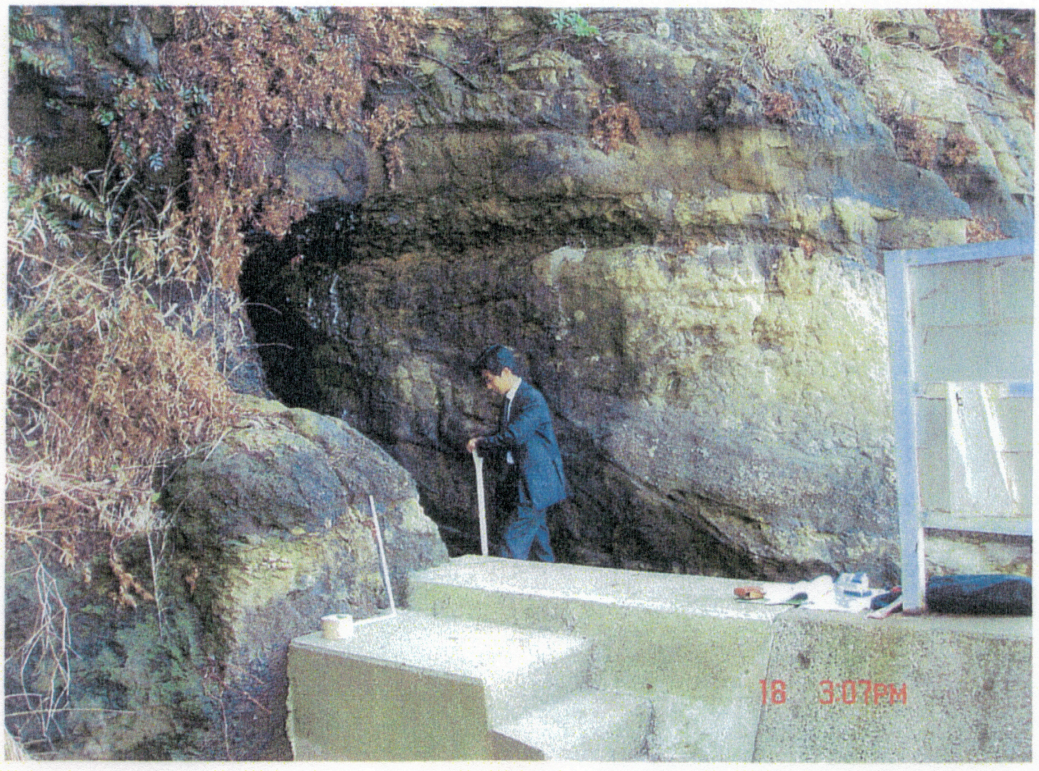

4

5





6

7





8

9





10

11





12

13





14

15





16

17

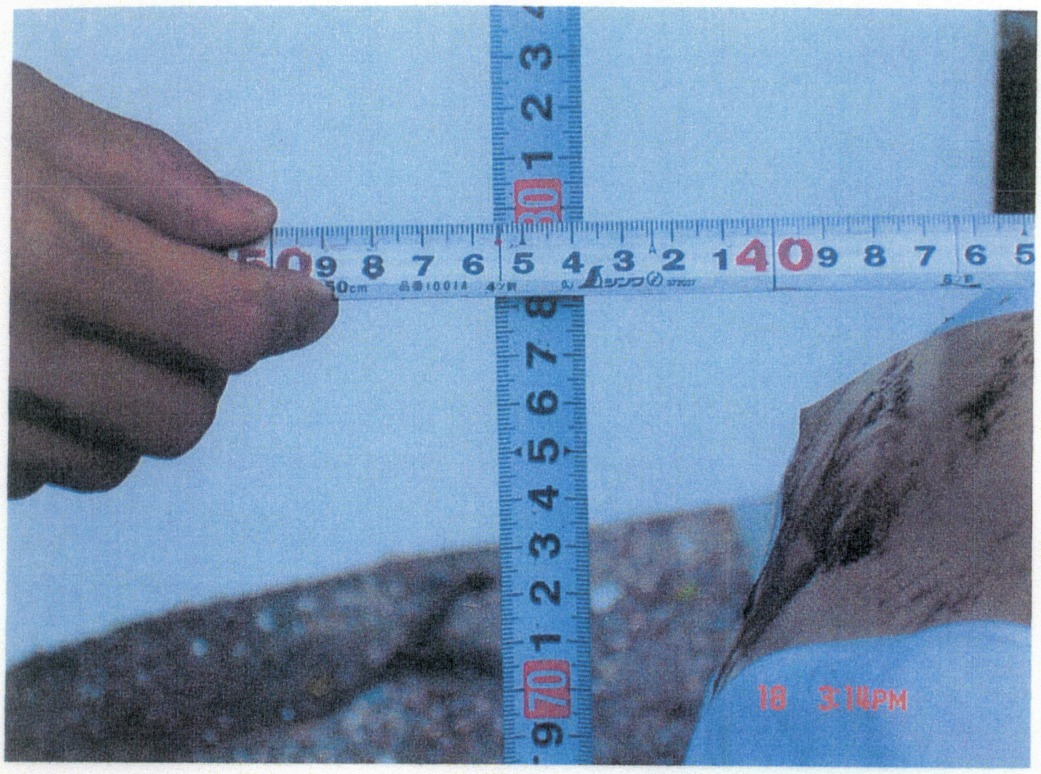



18

19

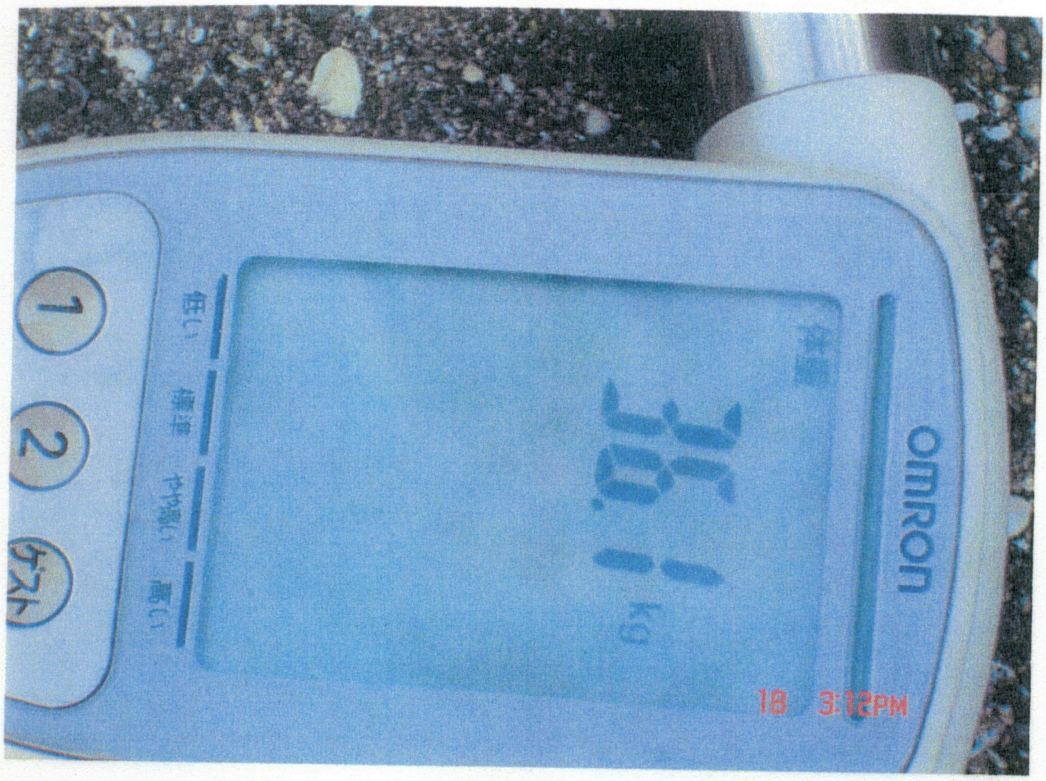



20

21





22

23

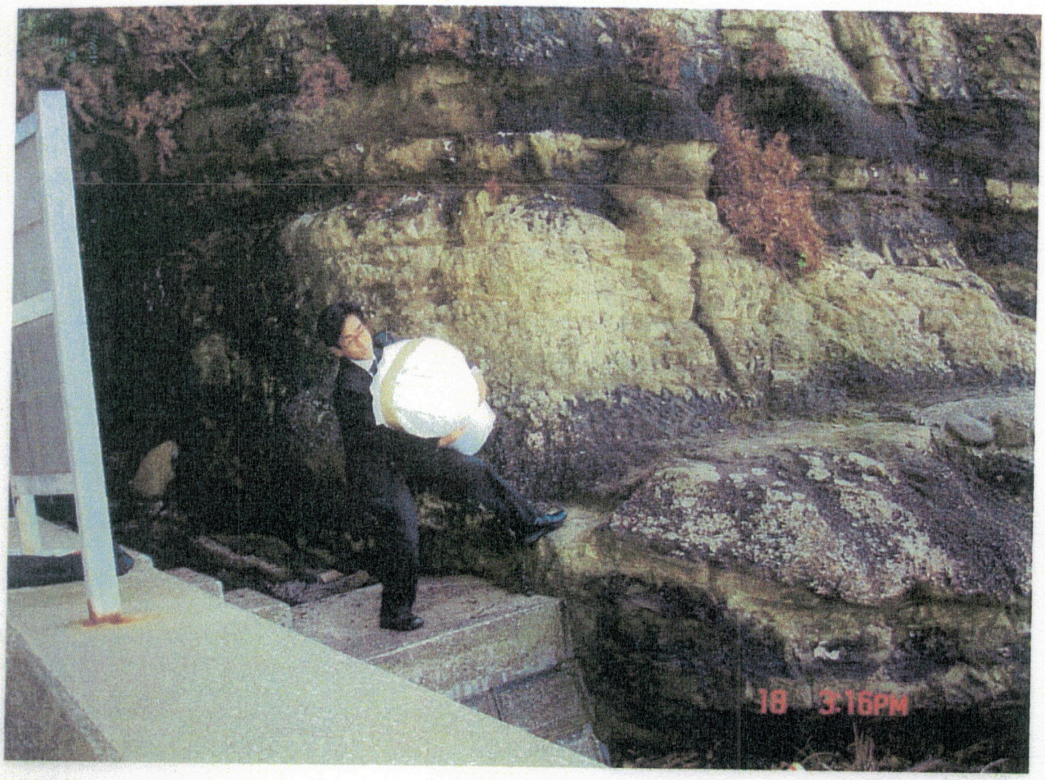

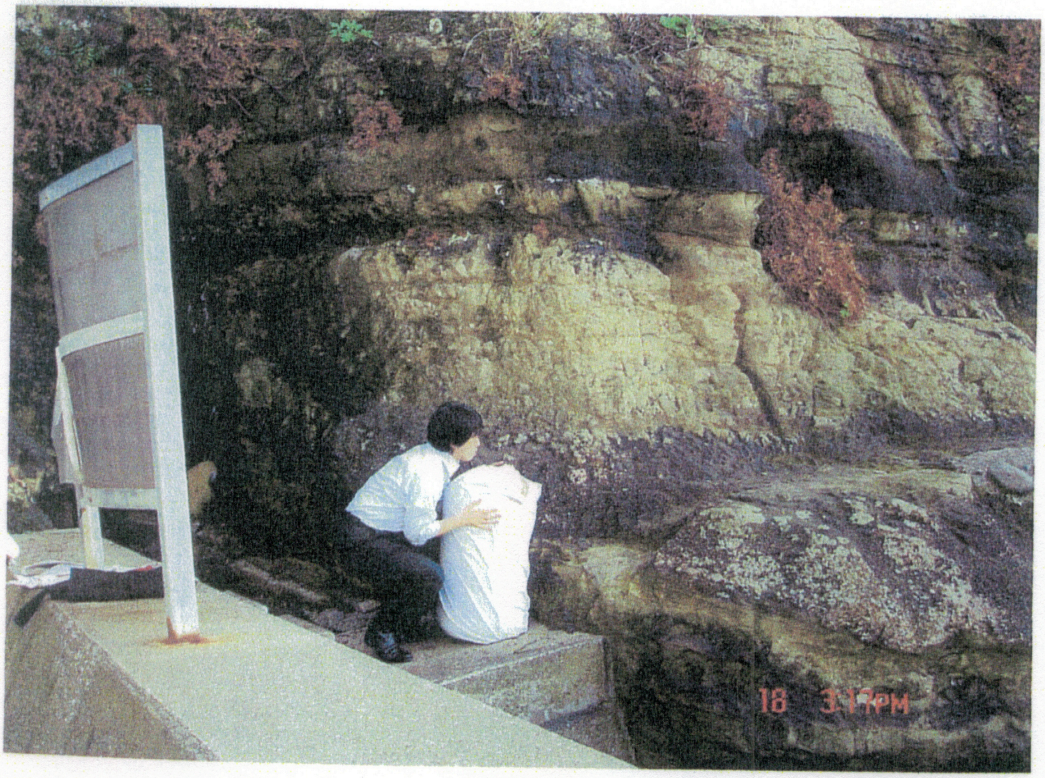

24

25





26

27





28

29

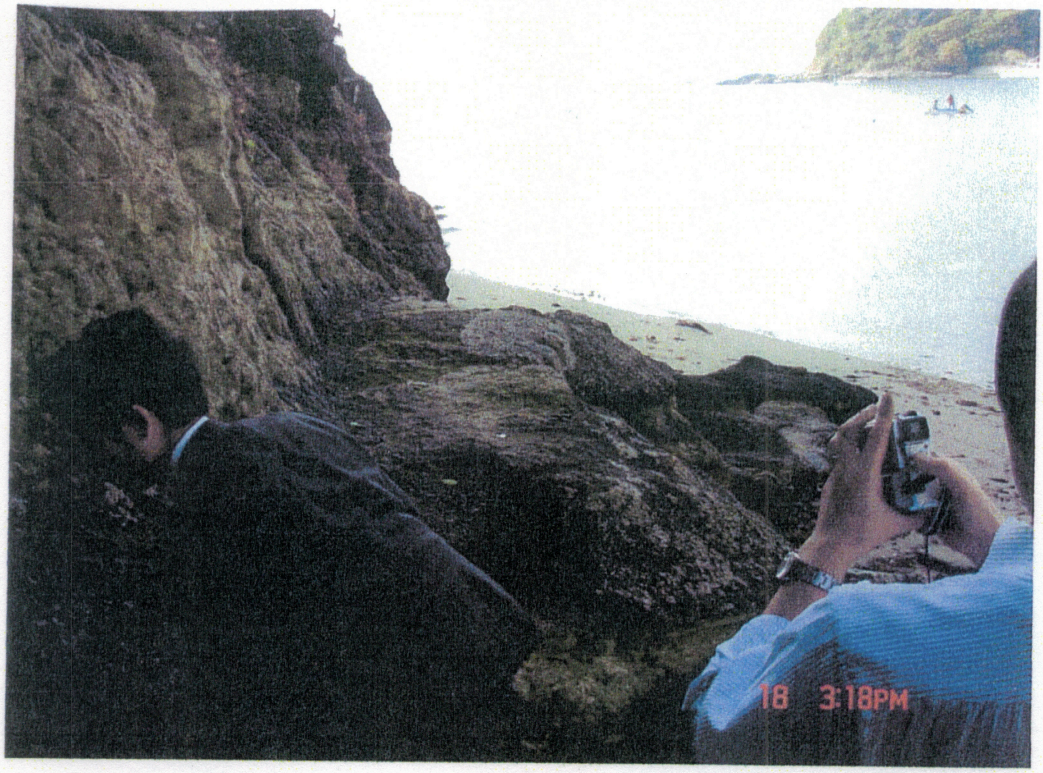



30

31





32

33





34

35

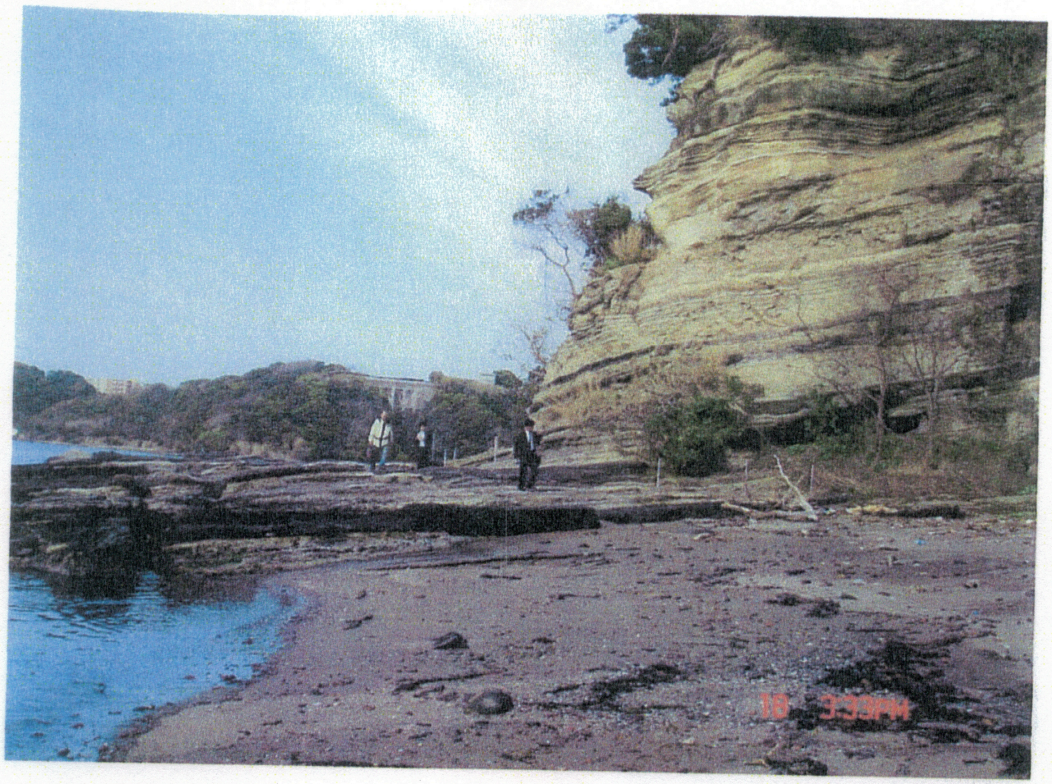



36

37





38

39



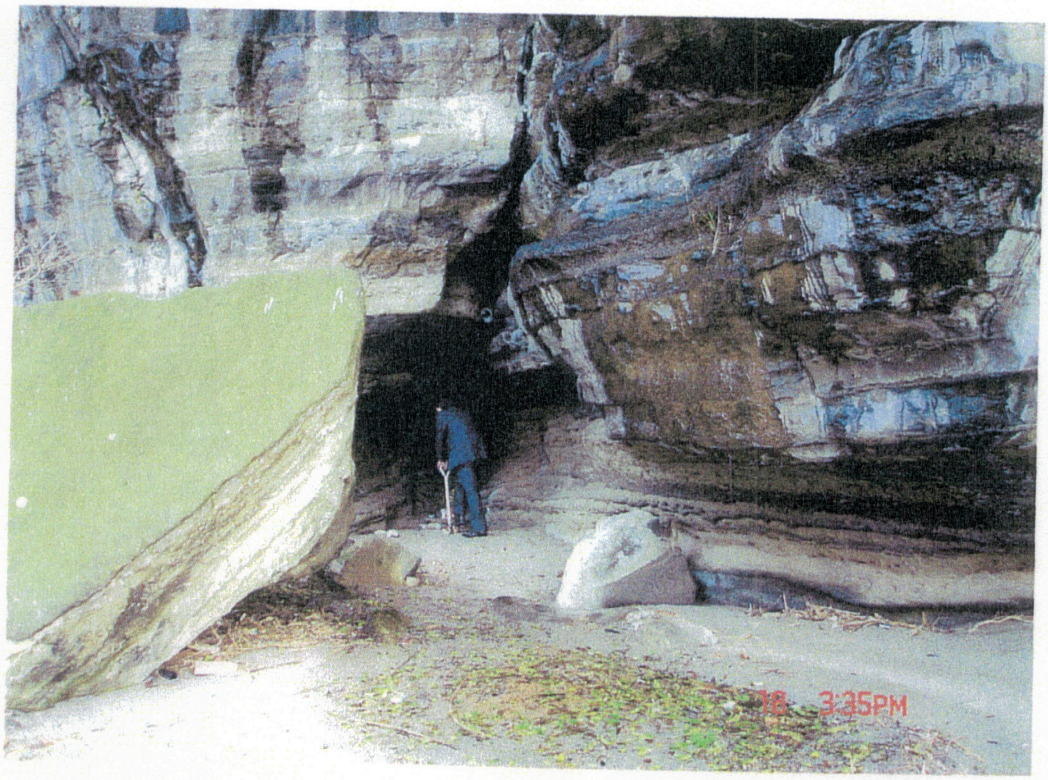

40

41



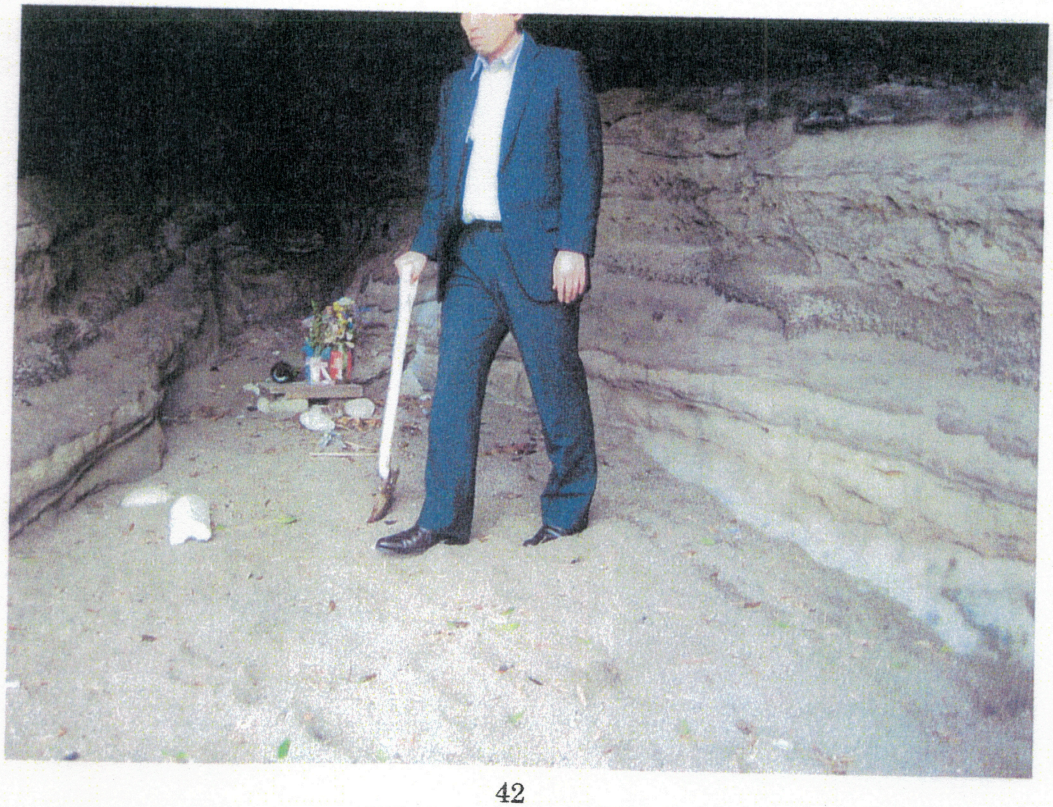

42

43

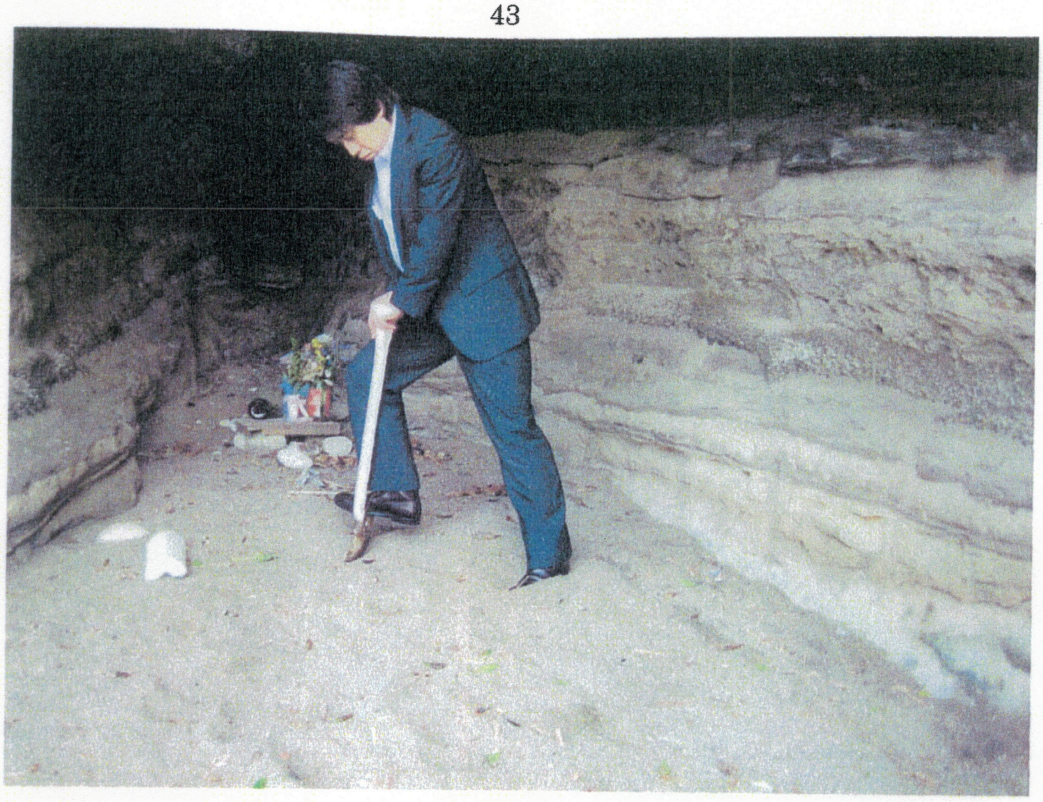

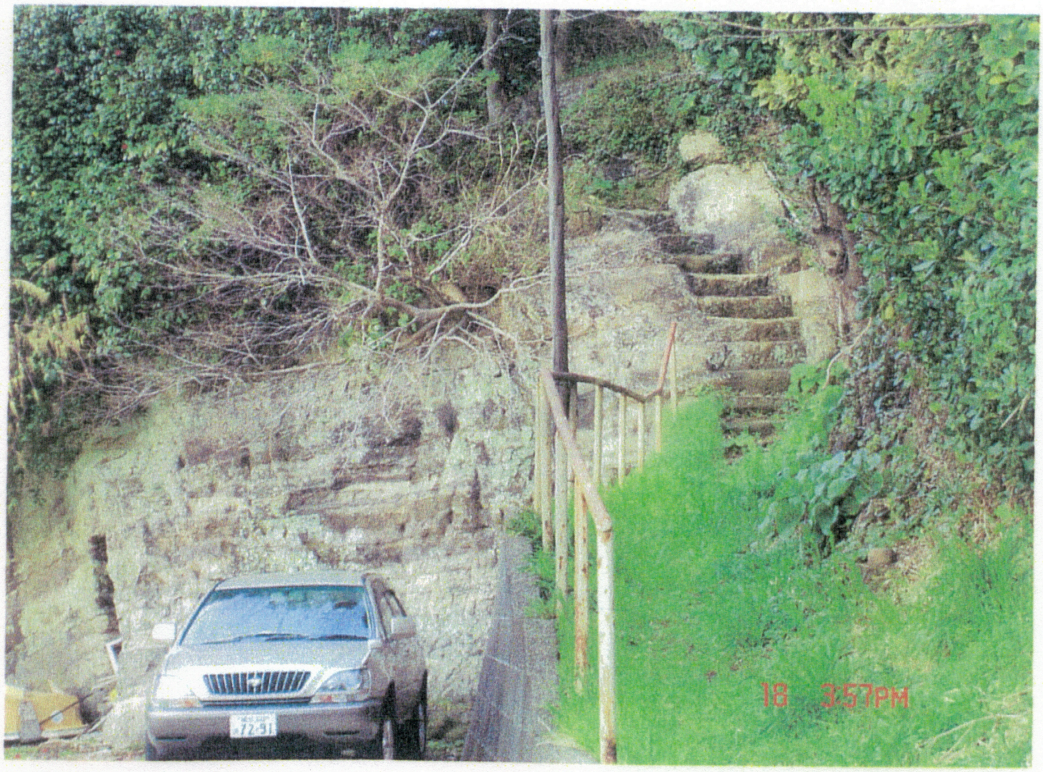

44

45





46

47





48


18 4:08PM